附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。(以下略)

## 2. 犯罪被害者等施策推進会議令

(平成17年政令第68号)

内閣は,犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第三十条の規定に基づき,この政令を 制定する。

(専門委員)

- 第一条 犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」 という。) に、専門の事項を調査させるため必要 があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び犯罪被害 者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうち から、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終 了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。 (庶務)
- 第二条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策 統括官が処理する。

(雑則)

第三条 この政令に定めるもののほか,議事の手続 その他会議の運営に関し必要な事項は,会長が会 議に諮って定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この政令は、犯罪被害者等基本法の施行の日(平 成十七年四月一日)から施行する。